

令和6年度分 市民税・県民税申告書の手引き


明石市役所

窓口混雑緩和や感染症の感染拡大防止のため、郵送での申告を推奨いたします。

市税につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申しあげます。

別紙申告書は、昨年1年間（令和5年1月1日～12月31日）の所得及び控除内容を申告していただくものです。市民税・県民税の課税資料となりますので、この手引きを参考に黒ボールペンで正しくご記入のうえ、期限までに提出をお願いいたします。

明石市ホームページでも、市民税・県民税の税額の試算や申告書の作成ができるようになりました。

詳しくはこちら→  **明石市 税額シミュレーション** **検索**

パソコン・携帯電話の使用経費や通信費用などは、登録者の負担となりますので、ご了承ください。

1. 申告をしなければならない人

① 令和6年1月1日現在明石市内に居住し、昨年1年間に所得のあった人（**4. 申告をしなくてもよい人**を除く。）

② 所得に関する証明書が必要な人（所得がなかった場合は、裏面の記入例③を参考に記入してください。）

【注意点】前年中に所得がなかった人は、申告書の提出義務はありませんが、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において所得の申告が必要な場合や所得に関する証明書が必要な場合などは、市民税・県民税申告書の提出が必要となることがあります。

2. 申告に必要なもの

（郵送の場合は、下記書類を必ず同封してください。）

- 市民税・県民税申告書 **市民税・県民税申告書**
- 収入のわかるもの（源泉徴収票など） **源泉徴収票**
- 事業所得、不動産所得などがある人は、収入金額や必要経費のわかる書類 **収入金額や必要経費のわかる書類**

<各種控除を受ける場合は次の書類>※添付書類がない場合は控除を受けることができませんのでご注意ください。

各種控除	添付が必要な書類
<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費控除の明細書 領収書の添付では医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書を提出してください。 ★医療費控除の明細書
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	領収書または納付額証明書 ★領収書等
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除、地震保険料控除	保険会社発行の控除証明書 ★控除証明書
<input type="checkbox"/> 障害者控除	障害者控除対象者認定書※（障害者手帳の添付は不要です。） ★障害者控除対象者認定書コピー
<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	在学を証明する書類 ★在学を証明する書類コピー
<input type="checkbox"/> 寄附金税額控除	寄附金の受領書 市民税・県民税申告書を提出すると、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなりますので、申告時にふるさと納税の申告も併せて行う必要があります。 ★控除証明書

※『障害者控除対象者認定書』とは、65歳以上の人で介護保険の要介護認定を受けており、本人等からの申請により、市町村が要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合に発行される証明書です。

3. 郵送以外での申告書の提出先

- 明石市役所市民税課（西庁舎1階①・②番窓口）…………… 明石市中崎1丁目5番1号（受付時間8:55～17:15）
- 大久保市民センター …………… 明石市大久保町大窪612番地の1（受付時間8:55～12:00/13:00～17:15）
- 魚住市民センター …………… 明石市魚住町西岡500番地の1（受付時間8:55～12:00/13:00～17:15）
- 二見市民センター …………… 明石市二見町東二見457番地の1（受付時間8:55～12:00/13:00～17:15）
（土・日曜日及び祝日は窓口受付をしておりませんのでご注意ください。）

4. 申告をしなくてもよい人

- ① 所得税の確定申告書を提出した人
- ② 給与所得だけで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人
- ③ 市民税・県民税がかからない人

市民税・県民税がかからない人（主な事例）

ア 昭和34年1月2日以降生まれ（65歳未満）で所得が公的年金等（遺族年金・障害年金は除く）のみで令和5年中の収入が次に該当する人

- ・収入金額が105万円以下の人
- ・収入金額が1,713,334円以下で公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得が48万円以下である人
- ・収入金額が2,166,667円以下で公的年金等の源泉徴収票に本人が「障害者」・「寡婦」・「ひとり親」いずれかの記載がある人

イ 昭和34年1月1日以前生まれ（65歳以上）で所得が公的年金等（遺族年金・障害年金は除く）のみで令和5年中の収入が次に該当する人

- ・収入金額が155万円以下の人
- ・収入金額が211万円以下で公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得が48万円以下である人
- ・収入金額が245万円以下で公的年金等の源泉徴収票に本人が「障害者」・「寡婦」・「ひとり親」いずれかの記載がある人

◎給与所得算出表

単位：円

収入金額（A）	所得金額
551,000未満	0
551,000～1,618,999	(A) - 550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	(A) ÷ 4 (B) × 60% + 100,000
1,800,000～3,599,999	(B) × 70% - 80,000
3,600,000～6,599,999	× 4 = (B) (B) × 80% - 440,000
6,600,000～8,499,999	(A) × 90% - 1,100,000
8,500,000以上	(A) - 1,950,000

◎配偶者特別控除額早見表

配偶者の合計所得金額が48万円（給与収入103万円）を超え、133万円（給与収入2,015,999円）以下の場合、その所得（収入）に応じて次の表のとおり控除されます。
※配偶者の合計所得金額が48万円（給与収入103万円）以下の場合、配偶者特別控除は0円となります。

配偶者の給与収入 (収入が給与のみの場合)	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額			
		納税義務者の合計所得金額 (納税義務者の所得が給与のみの場合の収入金額)			
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円を超え 950万円以下 (1,095万円を超え 1,145万円以下)	950万円を超え 1,000万円以下 (1,145万円を超え 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
103万円を超え155万円以下	48万円を超え100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
155万円を超え160万円以下	100万円を超え105万円以下	31万円	21万円	11万円	
160万円を超え166万8千円未満	105万円を超え110万円以下	26万円	18万円	9万円	
166万8千円以上175万2千円未満	110万円を超え115万円以下	21万円	14万円	7万円	
175万2千円以上183万2千円未満	115万円を超え120万円以下	16万円	11万円	6万円	
183万2千円以上190万4千円未満	120万円を超え125万円以下	11万円	8万円	4万円	
190万4千円以上197万2千円未満	125万円を超え130万円以下	6万円	4万円	2万円	
197万2千円以上201万6千円未満	130万円を超え133万円以下	3万円	2万円	1万円	
201万6千円以上	133万円超	対象外			

◎公的年金等所得換算表

単位：円

年 齢	収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額			年 齢	収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額					公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S34.1.2以降 生まれ)	～1,299,999	(A) - 600,000	(A) - 500,000	(A) - 400,000	65歳以上 (S34.1.1以前 生まれ)	～3,299,999	(A) - 1,100,000	(A) - 1,000,000	(A) - 900,000
	1,300,000～4,099,999	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000		3,300,000～4,099,999	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000
	4,100,000～7,699,999	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000		4,100,000～7,699,999	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000
	7,700,000～9,999,999	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000		7,700,000～9,999,999	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000
	10,000,000～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000		10,000,000～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000

◎所得金額調整控除

下記1又は2の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。(1、2の両方に該当する場合、1の控除後に2の金額を控除します。)

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 本人が特別障害者に該当する
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = 給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

※「給与等」とは、勤務先から受ける給与、賞金、賞与や、これらの性質を有する給与のことです。
※この調整控除における「扶養親族」は、扶養控除と異なり、重複して申告をすることができます。

2 給与収入及び公的年金収入があり、給与所得控除後の所得金額と公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円

◎市民税・県民税の税額の計算方法

総所得金額	-	所得から差し引かれる金額	=	課税標準額	(1,000円未満切り捨て)		
課税標準額	×	税率	-	税額控除額	=	所得割額	(100円未満切り捨て)
所得割額	+	均等割額	+	森林環境税	=	納付すべき税額	
【均等割額 市民税 3,000円 県民税 1,800円】 【森林環境税 1,000円】							

※県民税均等割のうち800円は、兵庫県が森林や都市の緑の保全・再生のために使う「県民緑税」です。

◎市民税・県民税所得割税率

	市民税 税率	県民税 税率
一律	6%	4%

◎森林環境税

森林環境税は令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円が賦課徴収することとされており、その税収の全額が森林環境譲与税として森林整備及びその促進に関する費用として市区町村や都道府県へ譲与されます。

なお、平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のために必要な財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円加算されていましたが、令和5年度をもって終了しました。

◎税額控除

○寄附金税額控除

申告書の裏面⑩欄の「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会・日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

【計算方法】

㉞①の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。

㉞基本控除額

(寄附金額 - 2千円) × 10%

※対象寄附金額は、総所得金額等の30%を限度とします。

㉞①特別控除額《都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)のみ適用》

(寄附金額 - 2千円) × 表Aの該当する割合

※特別控除額は、市民税・県民税所得割額の20%を限度とします。
※令和元年6月1日以後の寄附金は、総務大臣が適当と認める都道府県または市区町村分のみ特別控除の対象となります。

表A

課税総所得金額から人的控除差額調整額を控除した額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

【注意点】 この申告書の手引き及び申告書に記載している内容については、令和6年度の税制改正によって変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、地方税法が改正された場合には、申告された事項について当市で計算しなおします。

不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。 **明石市役所 市民税課 TEL(078)918-5013(直通)**
※所得税等国税のお問い合わせについては… **明石税務署 TEL(078)921-2261(代表)**

5. 申告書の書き方

記入例を参考に該当の所得及び控除を記入してください。

Table with columns: 所得の種類 (所得の種類), 内容 (内容), 必要経費等 (必要経費等). Includes sections for 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 配偶者控除, 扶養控除, 基礎控除.

① 所得金額

② 所得から差し引かれる金額に関する事項

記入例

令和6年度分 市民税・県民税申告書. 明石市中崎1丁目 5番1号. 明石太郎. 収入金額 527,000円. 必要経費 130円. 雑損控除 146円. 医療費控除 96,000円. 社会保険料控除 58,026円. 小規模企業共済等掛金控除 159円. 生命保険料控除 37,800円. 地震保険料控除 28,350円. 基礎控除 113円.

③ 所得のなかった人の記入欄の書き方

前年中は所得がなかった、または非課税所得(障害年金、遺族年金等)のみの場合は、③所得のなかった人の記入欄の該当項目を○で囲み記入してください。

⑩ 寄附金控除(申告書裏面)

あなたがお住まいの都道府県共同募金会・日本赤十字社、都道府県・市区町村(ふるさと寄附金)および住所地の都道府県または市区町村の条例で指定する寄附を行い寄附金税額控除として申告する場合は、裏面の⑩に必要事項を記入してください。

基礎控除 table. 合計所得金額が2,400万円超の場合は、3段階で減額し、2,500万円超の場合は適用外となります。

Table with columns: 控除の種類 (控除の種類), 内容 (内容). Includes sections for 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 障害者控除, ひとり親控除, 寡婦控除, 勤労学生控除.

② 所得から差し引かれる金額に関する事項

本人該当除

(☆) 前年中に死亡された方も対象に含めることができます。(※) 外国語で作成されている場合は翻訳文も添付してください。